

設立団体納付金計算書

(令和7年 6月30日)

地方独立行政法人市立東大阪医療センター

(単位：円)

科 目	金 額
I 積立金	2,896,428,367
II 次期中期目標期間繰越金	2,896,428,367
III 差引設立団体納付金額	0

地方独立行政法人市立東大阪医療センターの利益処分に関する考え方について

1 概要

地方独立行政法人市立東大阪医療センターは、地方独立行政法人法第40条の規定に基づき、中期目標期間終了後の剰余金を次期中期目標期間の財源に充当するもの。

2 利益剰余金の推移

年度	利益剰余金又は繰越欠損金
平成28年度	▲467,501,379 円
平成29年度	▲1,277,468,596 円
平成30年度	▲1,160,145,462 円
令和元年度	▲1,305,680,188 円
令和2年度	▲980,336,852 円
令和3年度	2,786,004,710 円
令和4年度	4,798,966,330 円
令和5年度	4,126,165,003 円
令和6年度	2,896,428,367 円

令和3年度、病院経営はコロナ禍という困難な状況で、患者数の減少という課題に直面し、それを乗り越えるため、外来におけるPCR検査の実施や感染症の対応を行いつつも急性期医療の充実、特に緊急手術症例の確保に取り組んだことから、診療単価を確実に上昇させ、その結果現在の利益剰余金につながったもの。

3 次期中期目標期間の財源に充当したい額

2,896,428,367 円

4 上記金額を財源に充てようとする業務の内容

第3期中期計画（令和7年4月1日～令和11年3月31日）において、財政基盤の安定化を図る必要があるため、上記金額を翌年度へ繰越すもの。